

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年11月 7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ： 1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	圧力抑制プールの水位調整のため原子炉建屋床ドレンサンプ（B）への排水作業を実施していたところ、中央操作室において、原子炉建屋地下1階で漏えいを示す警報が発生し、運転員が現場を確認したところ、床ドレンサンプ近傍の排水口まわりに水たまり及び排水口からの溢水が認められた。今後、原因について調査。	A	11月7日公表済 (PDF63KB)

その他： 15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	制御棒駆動機構半自動分解装置本格点検時、循環水ポンプのベアリング等の部品に消耗が認められたため、当該部品を交換	対象外	
2	2号機	残留熱除去海水（A）系のポンプ駆動用潤滑油冷却器の点検時、海水出口側のフローグラス（2台）に腐食が認められたため、当該フローグラスを修理	D	
3	2号機	残留熱除去系弁グランドリークオフ配管内部の点検時、弁上流側にバリが認められたため、当該配管を修理	D	
4	2号機	主高圧タービン車室水平締付ボルト（No. 39）の磁粉探傷試験時、ネジ部に線上指示模様が認められたため、当該ボルト・ナットを交換	D	
5	2号機	制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットアキュムレータ窒素ガス充填弁作業において、弁にシートリーク（3台）が認められたため、当該弁を点検・手入	D	
6	2号機	残留熱除去海水系（A系）の水抜き作業時、配管フランジ部に漏洩痕跡が認められたため、当該フランジ部を点検・修理	D	
7	2号機	主高圧タービン上下半ノズルダイヤフラムの浸透探傷検査時、計5段のノズル板に欠損、ノズルサイドウォール部に巣及び割れ、水平面に線上指示模様が認められたため、当該部を溶接修理	D	
8	5号機	計器設定に関する確認において、原子炉再循環ポンプ軸受温度等の計器仕様表の測定範囲に誤記が認められたため、対応検討	C	
9	6号機	原子炉格納容器床サンプ配管Uシール部ドレン弁において、ステムの変形が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	集中環境施設	放射性廃液乾燥固化系貯槽（B）監視用モニタにおいて、動作不良（ズーム、フォーカス及び絞り機能不可）が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
11	集中環境施設	高温焼却炉前処理設備の廃棄物裁断機にモータ過負荷によるトリップが認められたため、当該機を点検・清掃	D	
12	集中環境施設	計装用空気系空気圧縮機（A・B）定例試験時において、ローディング動作圧力値に設定値外れが認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
13	その他	海生物処理設備灰移送コンベアにおいて、過負荷の作動が認められたため、当該コンベアを点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	その他	水処理設備ろ過水タンク（No. 1・2）廻りのバルブ開度指示計（20台）において、アクリル板シール部の不良及び固定用ネジに錆が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
15	その他	海生物処理設備エゼクター駆動用ポンプろ過水入口弁において、弁駆動用空気配管の詰まりにより弁開閉動作不良が認められたため、当該空気配管を点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで